

秋山晃一議員

第1 標題「ゼロカーボンシティ宣言を表明した市の施策について」

1 回目の質問

日本共産党の秋山晃一です。

12 月定例会において一般質問を行います。

今回の質問は第1 標題として「ゼロカーボンシティ宣言を表明した市の施策について」、第2 標題として「高齢者の医療費支援と生活支援について」、第3 標題として「富士山世界文化遺産に関わるとりくみについて」の3 点を質問します。

第1 標題として、「ゼロカーボンシティ宣言」を表明した市の施策について質問します。

わが市は2021 年2 月15 日に「ゼロカーボンシティ」をめざすことを表明しています。ゼロカーボンシティとは2050 年までに温室効果ガス排出の実質ゼロを宣言するものです。ところが、国連IPCC（気候変動に関する政府間パネル）「1.5 度特別報告書」は2030 年までに大気中への温室効果ガスの排出を2010 年比で45%削減し、2050 年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を、産業革命前に比して1.5 度までに抑え込むことが出来ないことを、明らかにしました。大気中の温室効果ガスが一定程度を越えしまうと「後戻り」できなくなり、3 度ないし4 度も上昇してしまうと気候変動による影響が連鎖して、悪化を止められないという破局的な事態となります。それを、避けるためには2050 年の目標だけでなく、あとわずかとなっている2030 年の温室効果ガス削減の目標を達成することが必要だと考えますが、この点に関して市長の見解はいかがでしょうか。

次に、温室効果ガスの削減にあたって化石燃料に替わる再生可能エネルギーへのとりくみですが、公共建築物への太陽光発電の設置は現在どのようなになっているのか、そしていつまでに、どのような目標でとりくんでいるのかお聞きします。地域でのエネルギー自給率向上の目標をもち、現在実施されている各家庭に設置される太陽光発電装置や蓄電装置設置への補助について、1KW あたりの補助額の増額や最大の補助額の引き上げによって各家庭での太陽光発電をさらに促進すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。また複数の市民などが共同で出資する小規模な太陽光発電のとりくみを促進する点からも、こうしたとりくみへの支援制度を検討すべきではないでしょうか。

次に地域の省エネですが、2022年6月に建築物省エネ法の改正法が成立し、一定の断熱性能の義務化がスタートしました。自治体や地域で公共建築物の新築、改築に際してゼロエネルギービルをめざすことや、公営住宅も改築の際は高い断熱性能を備えることが求められています。しかしながら新築のみのとりくみでは2030年目標には間に合いません。住宅や公共住宅の断熱性能を高めることで、健康と暮らしやすさが大幅に向上します。ヒートショックによる死亡や心臓疾患を減らすことができれば、医療費の削減や高齢者の健康増進にもつながります。光熱費の低減は生活支援、福祉政策にもなります。

公共住宅の断熱改修とともに、既存の住宅に住んでいる人の福祉向上のためにも、断熱改修に対する使い勝手の良い支援制度をつくり、暖かく住みやすい家を促進すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。また、各家庭で消費されるエネルギー支出は多くが市外に流出していましたが、省エネを進め再生可能エネルギーを導入することにより、地域の富の流出を少なくすることが出来ると考えますがいかがでしょうか。また省エネ投資や再エネ投資によって地域の事業主体の仕事が増えることも考えられると思いますがいかがでしょうか。以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

秋山晃一議員のゼロカーボンシティ宣言を表明した市の施策についての御質問にお答えいたします。

まず、2030年の温室効果ガス削減の目標を達成することについてであります。地球温暖化は私たちの生活に重大な影響を与えており、近年の猛暑や豪雨災害の激甚化など、市民の皆様も身近な問題として非常に高い関心をお持ちであると承知しております。本市においても、平成14年7月に「富士吉田市地球温暖化防止実行計画」を定め、新エネルギーの導入や、グリーン購入など環境負荷軽減への各種施策の推進を進めてまいりました。また、平成28年には、新エネルギービジョンの改定、令和3年2月には、県内の26市町村と足並みをそろえるなかで、ゼロカーボンシティ宣言を行い、2030年の温室効果ガス削減の目標を達成するため、より一層の地球温暖化防止対策に取り組んでいるところであります。

次に、本市の公共施設に設置されている太陽光発電設備についてであります。先の新エネルギービジョンに基づき、市役所を始め、小学校、保育園、市民会館など14

施設に設置済みであります。また、太陽光発電だけでなく、小中学校への木質ペレットストーブの導入や子育て支援センターへの木質バイオマスボイラーの導入など、温室効果ガスの削減を図ってまいりました。

今後におきましても、公共施設の改修や更新の際には、各種補助事業や民間事業者を活用した事業などを検討し、再生可能エネルギーの導入に努めてまいります。さらに、公用車への電気自動車の導入推進、事務機器の導入時における環境負荷の低い機器の検討など、様々な方策により温室効果ガスの削減に向け取り組んでまいります。

次に、太陽光発電装置や蓄電池装置設置への補助額の引上げについてであります。本市におきましては、家庭用太陽光発電について1キロワット当たり3万円で上限20万円の補助、定置用リチウムイオン蓄電池の設置に5万円の補助、合わせて25万円を上限とした補助を行っており、さらに、カーボンニュートラルとエネルギーの地産地消のため、木質バイオマスペレットストーブの導入に対し、20万円の補助を行っております。平成13年度の補助開始以来、家庭用太陽光発電装置への補助につきましては、令和4年度末時点において1,300件を超える利用があり、また、令和3年度から開始いたしました、定置用リチウムイオン蓄電池装置への補助はこれまでに76件の利用がありました。本市の、家庭における再生可能エネルギーの導入に関する補助金額につきましては、甲府市を始めとした県内の他の市における補助金額と比較しても、充実した内容となっており、利用者からは感謝の声もいただいておりますので、現行の制度を継続してまいります。今後も、これらの制度については継続的なPRを行い、積極的な利用を促すことにより、更なる普及を図り、温室効果ガスの削減につなげてまいります。なお、事業用太陽光発電装置への補助につきましては、売電価格が採算性を前提として考えられていることから、現在のところ考えておりません。

次に、既存住宅に対する断熱改修に係る補助についてであります。現在、国の住宅省エネ2023キャンペーンにおいて、断熱窓への交換や子育て世帯の断熱リフォームなどに対して補助が行われており、これら施策を参考に、本市独自の制度を検討してまいります。

いずれにいたしましても様々な手法を用いてエネルギーの地産地消を推進することで地域経済の活性化などにもつなげられるものと考えておりますので、温室効果ガスの削減を始めとする環境諸問題の解決に向けて、積極的な姿勢で取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

2回目の質問を行います。

まず目標についてですが、公共施設への再生可能エネルギーの設置目標、またエネルギー自給率の目標があれば示していただきたいと思います。

そして 2030 年までの温室効果ガスの削減目標についても示していただきたいと思っています。

次に、現在のとりくみで、その目標にまで達成すると考えておられるのか、そうであればその根拠についてお聞きします。また、目標達成のためには「検討する」とお答えいただいた、断熱改修などのとりくみなども付け加えて考えておられるのか、その点の考え方についてお聞きします。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市長答弁

秋山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

公共施設への再生可能エネルギーの設置目標についてであります。本年度改定作業を進めている富士吉田市環境基本計画では、国の脱炭素ロードマップに準じ、「2030年度までに公共施設の50パーセントへの太陽光発電導入」を目標とする予定であります。現在、本市公共施設への太陽光発電の導入率は32.6パーセントであり、この環境基本計画や本市公共施設改修等の計画に併せ、可能な限り導入してまいります。

次に、本市のエネルギー自給率についてであります。現在、原子力発電も含めた国のエネルギー自給率は、約13パーセントであると承知しております。当然ながら、この自給率の課題につきましては一自治体の力では限界があり、その把握も困難であることから、今後におきましても、国や県の施策に応じて対応してまいりたいと考えております。また、当然これには、行政のみならず、民間企業、更には各御家庭での様々な取組の積み重ねが、世界的にも大きな課題である、エネルギー自給率の問題を解決していく手段と思慮するものであります。

次に、2030年度までの温室効果ガスの削減目標についてであります。環境省の「自治体排出量カルテ」によりますと、本市における二酸化炭素の排出量は、2013年には

38万2千トン、2020年には27万7千トンであり、2013年度比で約27パーセントの削減となっており、排出量は年々減少の傾向であるといえます。国の温室効果ガス削減目標は、2030年に2013年度比で46パーセント削減し、最終的には50パーセントの削減を目指すものであり、本市におきましては、この国の目標値以上の削減を目指して、引き続き再生可能エネルギーの導入に関する補助等の施策を推進してまいります。

次に、断熱改修などの取組の検討についてであります。目標達成のための一つの方策として、先ほど答弁申し上げましたとおり、国の制度や、他市町村の動向なども踏まえるなかで、本市独自の制度を検討してまいります。

地球温暖化対策や再生可能エネルギーに関する技術につきましては、水素発電などの例にもみられるとおり日進月歩であり、これからの可能性も大いに期待できるものであることから、今後におきましても、持続可能な社会の実現に向け様々な施策の展開を図ってまいります。

以上、答弁いたします。

3回目の質問

3回目の質問を行います。

2030年までの確実な目標達成は、今後の地球環境を左右するものですので、やれるだけではなく、達成することが必要です。気候変動による環境への悪影響をおさえるためには、温室効果ガスの排出量は2030年に世界で半分以下にするなどの対策が必要と言われております。2021年4月に修正された国の温室効果ガスの削減目標はこれに届いていませんし、各国の目標と比べても低いものです。わが市では、この国の目標を上回る意欲的な目標で取り組まれるとの答弁がありました。

そこでお聞きします。地方自治体の対策の中心は省エネでエネルギー効率を上げて、エネルギー消費量を大幅に削減すること、再エネを大きく増やし、化石燃料をゼロにしていく、この2つのことを進めていくことが必要だと考えます。

2030年までにこの2つの柱の取り組みを確実に進めていくことが必要です。

さらに、わが市はゼロカーボンシティ宣言をして2050年には排出の実質ゼロを宣言しているのですから「脱炭素社会への転換は、地域発展をおこなう総合的なまちづくり」という観点も持ちながら、達成するためのロードマップの作成、達成するため

の制度の検討などを行い、着実に目標達成にむけて取り組むことが必要かと考えます
がいかがでしょうか。

以上で3回目の質問を終わります。

2回目の市長答弁

秋山議員の3回目の御質問にお答えいたします。

秋山議員御認識のとおり、地球温暖化対策は国全体で取り組まなければならない、国
も地球温暖化対策のために目標を掲げていることは承知しております。

その上で、地方自治体として温室効果ガスの削減に向けて、再生可能エネルギー設
備の導入と併せて、エネルギー消費量の削減を進めることが必要との御指摘でありま
すが、先ほど答弁申し上げましたとおり、本市の温室効果ガスの排出量は毎年減少の
傾向にあり、これまでの取組を推進することにより目標の達成は十分可能であると考
えております。なお、温暖化対策につきましては非常に重要であると認識しておりま
すので、今後におきましても引き続き、国や県の温暖化対策の動向等を注視しながら、
より効果的な温室効果ガスの削減方法を研究し、市民の皆様や企業への啓発等も行
うなど、なお一層の温室効果ガス削減に努めてまいります。

また、目標達成及びそのロードマップにつきましては、現在、環境基本計画の見直
しと並行して、本市が所有する公共施設の温室効果ガス排出量について調査を進めて
おりますので、この結果等も含めたなかで、環境基本計画や公共施設改修計画等を併
せて検討し、目標達成に向け取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

第2 標題「高齢者の医療費支援と生活支援について」

1 回目の質問

第2 標題として「高齢者の医療費支援と生活支援について」質問します。

2022 年 10 月より年収 200 万円以上の人の医療費窓口負担が2割となりました。高
齢者への負担増は受診控えを招くことが、各種調査で明らかとなっており、また2割
負担の対象者も国会審議を経ずに政令によって広げることが出来るなど、さらに低所
得者への影響が懸念されます。高齢者の受診控えは、健康悪化につながり、健康な状
態で毎日の生活を送れる健康寿命にも影響します。市としては医療費の増加につな

ることも考えられます。必要な医療が受けられ、高齢者のいのちを守るために市としての医療費本人負担への支援が必要だと考えます。先進国では医療費の窓口負担は無料ということが多く、日本だけが75歳を過ぎても負担を強いられています。初めは所得制限があっても、また一部の疾病に対してでもよいので、出来るところから75歳以上の方の医療費の窓口負担の支援を検討すべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

また、生活支援については電気、ガス、灯油代などの高騰を受けて6月議会でもお聞きしたところですが、その後も物価高騰はとどまることなく、また年末を迎え少しでも安心して年を越せるように、あらためて市独自の支援の施策が必要だと考えますがいかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

高齢者の医療費支援と生活支援についての御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、市町村と役割分担を行いながら山梨県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しております。県内の後期高齢者数は、団塊の世代が全員後期高齢者となる令和7年度には15万人に達する見込みとなっており、医療費は10年前と比べ約25パーセントの増加が見込まれております。後期高齢者に係る医療費は、5割が国や県、市町村の負担による公費、4割が現役世代の保険料から支払われる支援金、残る1割が75歳以上の保険料で賄われており、膨らむ医療費を支える現役世代の負担軽減が喫緊の課題となっております。

秋山議員御発言のとおり、昨年10月に医療制度改革関連法が施行され、一定の収入がある後期高齢者の医療費窓口負担が1割から2割に引き上げられましたが、これは全世代型社会保障改革の一環であり、これまでの高齢者中心の給付を見直し、各自の所得能力に応じて費用を負担する応能負担を強化することで、制度を支える現役世代の負担軽減を図ることが目的であると認識しております。

また、外来受診に限りますが、窓口負担が2割に引き上げられた方につきましては、引き上げられてから3年間は、1割負担の時と比べた自己負担の増加額を月額で最大3千円に抑える激変緩和措置が設けられており、窓口負担増による受診控えが起らないよう配慮されております。

さて、秋山議員御質問の 75 歳以上の方の医療費窓口負担への支援についてであります。後期高齢者医療制度が県内統一で運営されていることから、窓口負担についても県内市町村で足並みをそろえる必要があります。本市だけで検討すべきものではないと考えております。

したがいまして、現時点では、75 歳以上の方に対する医療費窓口負担への支援を、本市が独自で行うことは考えておりません。

次に、高齢者に対する本市独自の支援施策についてありますが、現在は、物流費や資材の価格高騰が続くほか、高止まりが続くガソリン価格を始めとする燃料価格、食料品等の価格が安定する要因は見当たらず、今後も値上げの可能性が続く先行きの見えない状況であります。

また、全国的には原材料やエネルギー等の物価高騰の影響などにより企業の倒産件数を押し上げる状況が続いており、今後、その傾向が続く恐れもございます。

このように企業や市民の皆様の生活環境が一層厳しさを増す状況から、商工会議所や市民の皆様からも更なる経済対策の実施を望む声が上がっております。

そのため、本議会において、苦しむ市民生活を支援し、消費の喚起及び地域経済の活性化を図ることを目的として、高齢者の皆様だけではなく、全市民に対して1万円を給付する消費生活サポート給付事業、「がんばろう生活応援給付金」に関する補正予算を今定例会初日の本会議に上程したところ、議員各位からも御賛同や力強い御支援をいただくことができました。

出費がかさむ年末年始に向け、年内に支給を開始するため、可能な限り迅速に対応し、市民の皆様安心して新年を迎えていただけるよう、より一層尽力してまいります。

以上、答弁といたします。

2 回目の質問

2 回目の質問を行います。

まず、「全世代型社会保障」ですが、これを前面に出しながら「現役世代の負担軽減のため」と言って、高齢者医療の改悪がすすめられています。世代間の対立をあおり、国民の中に分断を持ち込んで、高齢者にも現役世代にも痛みを押しつけていった背景があります。まず、協会けんぽや組合健保などの負担が増した背景には、国庫負担が

減っていったことがあります。老人保健制度が始まった 1983 年度には高齢者医療費に対する国庫負担は約 45%でしたが、その後の制度改悪によって 30%台に後退し、2008 年の後期高齢者医療制度の導入以来さらに落ち込み、33%前後になっています。後期高齢者医療制度の運営主体である、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、2割負担になる前に「制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保」を図るため、窓口負担の「現状維持」を求める「要望書」をたびたび国に提出していました。さらに2割負担が実施された後、今年6月に出された「要望書」でも「2割負担導入の影響や後期高齢者の生活実態を把握」し、これ以上「2割負担の被保険者数を増加させる制度改正は行わない」ことを求めています。そして、同じ「要望書」の中で「後期高齢者医療制度の持続可能で安定的な運用に必要な財政支援について、地方公共団体や保険者等関係団体の意見を十分聴取し、定率国庫負担割合の増加を含めた公費負担の見直しを行う」として、国庫負担の増加を要望し、高齢者にとって過剰な負担とならないように対策を求めています。次に受診控えですが、厚生労働省が行なった影響調査でも、昨年10月から後期高齢者一人あたりの受診日数が低下していることが示されています。また負担増加額を最大、月3000円以内に抑える激変緩和措置ですが、1割負担の時に2800円の窓口負担を払っていた人は2割負担ではそのまま5600円を払い、適用されません。この措置によって負担が軽減するとは簡単には言えません。しかも答弁にある通り、この措置は3年間で終了して3年後には完全に2割負担となります。こうした高齢者の医療費負担増に対して、やはり地方自治体として支援のあり方を検討すべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市長答弁

秋山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

高齢者の医療費負担増加に対する本市の支援についてであります。まず、全世代型社会保障につきましては、政府が閣議決定した改革方針であり、国会でも内容が度々議論されてきましたが、少子化や高齢化が進行するとともに、団塊の世代が75歳以上となることにより、高齢者人口がピークに達しようとしている現代において、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築することが目的であると認識しております。

秋山議員御発言のとおり、定率国庫負担割合が減少していることは私も承知しております。また、山梨県後期高齢者医療広域連合におきましても、後期高齢者医療制度の持続可能で安定的な運営に必要な財政支援について、市町村の意見を十分聴取し、公費負担割合の見直しなどを行い、高齢者にとって過剰に負担が増えないような対策を講じるよう要望しております。さらに、窓口負担の見直しにより特に負担感が増している中間所得層の今後の窓口負担の在り方についても、2割負担導入による影響や後期高齢者の生活実態を把握し、被保険者が安心して受診できる環境の維持、整備を国の責任において検討することを要望しているところでございます。

本市におきましても、引き続き、富士吉田医師会などの医療関係者と連携するなかで、数多くの患者さんの声を受け止め、その声を要望としてまとめ、国へ強く働きかけてまいります。

しかしながら、国に対して要望を行うことと、高齢者の方が医療を受ける際の窓口負担を支援することは別問題であり、国の政策によって全国一律で運営されている後期高齢者医療制度におきましては、窓口負担割合についても全国一律であることが望ましいことから、先ほど答弁申し上げましたとおり、本市だけで検討すべきものではないと考えております。

したがって、現時点では、75歳以上の方に対する医療費窓口負担への支援を、本市が独自で行うことは考えておりません。

以上、答弁いたします。

第3 標題「富士山世界文化遺産に関わるとりくみについて」

1 回目の質問

第3 標題として「富士山世界文化遺産に関わるとりくみについて」質問します。現在、ふじさんミュージアムにて「昭和の富士山」という企画展が行なわれています。これを拝見しますと、明治以来の交通の便の向上によって富士山に登ることが、それまでの信仰登山に加えて、スポーツや観光といった側面が加わってきたということがよくわかります。より短時間に、より便利に富士山に登ることが出来るように鉄道を開通し、バスを走らせてきた様子が説明されています。また、地元でも数多くの宣伝物をつくり、多くの人々が富士山にやってくることを期待して、とりくんできました。1964年にスバルラインが開通して、登山の形態が大きく変わり、吉田口登山道が衰退

し、山小屋などが閉鎖していったことも説明されていました。この富士山ですが、10年前に「信仰と芸術の源泉」として世界文化遺産となりました。世界遺産の富士山ということ考えた場合、この点が大切ではないでしょうか。信仰と芸術の源泉として世界遺産になったのですから、この点を抜きにしての世界遺産論議はあり得ません。そこで信仰という側面に光をあてて、保存活用していくことが求められます。

まず、信仰という点を重視して、そこに光をあてて施策を進めていくという点について市長はどのように考えておられますか、答弁を求めます。

次に具体的に2つのことについてお聞きします。すでに、吉田口登山道に再び光をあてて、その信仰の跡を広めてこうと市はとりくもうとしています。吉田口登山道が隆盛となったのは江戸時代の富士山信仰です。そこで、まず1点目として、江戸時代に信仰を広めた「食行身禄」の活動と富士講について伺います。江戸時代に信仰上自ら死をとげ、富士講という富士山信仰を大きく広げ、吉田口の隆盛にも大きく貢献したであろう、この「食行身禄」の足跡をもっと広げて知らせてはいかがでしょうか。上吉田の中宿にこの「食行身禄」に関する建物があります。今年の8月には宗教団体によって「食行身禄」をしのぶ行事も執り行われました。しかし、普段はこの建物はひっそりと静まり返り、関心を寄せる人も少なく、富士山信仰に関心を寄せて、わが市にこられた方でも注目される方は少ない状態です。市がしっかりとした保存、活用計画を立て、「食行身禄」とともに江戸時代の富士山信仰について知らせていく拠点としてはいかがでしょうかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

次に世界遺産の構成資産となっている吉田胎内ですが、山の中にあり、訪れるには不便なことから、年に一度のお祭りの日以外は訪れる人も少ない状態です。

富士山信仰の1つの形、思想を示す大切な資産ですので、吉田口登山道沿い、中の茶屋あたりにしっかりとした説明看板と案内看板を立てることが、さらに信仰の山としての富士山の魅力をあげていくことにつながると考えますがいかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

富士山世界文化遺産に関わる取組についての御質問にお答えいたします。

まず、信仰を重視して施策を進めていくことについてであります。本年は富士山世界文化遺産登録10周年の年であることから、このことを記念して、ふじさんミュ-

ジウムにおいて、「富士山登山案内図の世界」、「富士山のおふだの世界」と題した企画展を開催してまいりました。さらに、10月から来年1月までの期間において「昭和の富士山」と題した企画展を開催しております。今回の企画展は、豊富な資料を通して富士山観光の変遷を紹介するものとなっており、秋山議員御発言のとおり、昭和時代以降、急速な交通網の発達により吉田口登山道が衰退したことなど、富士山をとりまく環境が大きく変化していったことも読み取れる内容となっております。

このような大きな変化にさらされながらも、吉田口登山道は、富士山の信仰登山の核として、特別名勝、富士箱根伊豆国立公園、国の史跡に指定されるとともに、世界文化遺産富士山の構成資産となっていることから、唯一無二の歴史的資産としての吉田口登山道の保存と活用は本市にとって非常に重要であると考えており、本年度から保存と活用のための活動計画策定に着手したところであります。

このように吉田口登山道を始めとした世界文化遺産富士山に関わる歴史的・文化的な資産を、後世にしっかりと継承し活用していくことこそが、富士山を、観光の対象ではなく、信仰の対象、祈りの対象として捉えてきた富士吉田市ならではの施策であると考えております。この取組の一例といたしまして、上吉田地区においては、御師住宅「上文司家住宅」、「原家住宅」、さらには、富士講を支えた扶桑教の「富士山元祠」に保護措置を講じ、国の登録有形文化財として登録されております。そして、本年度新たに「大鴈丸家」、「富野家住宅」の2件の御師住宅が登録されることになりました。また、消失の危機にあった富士山信仰を伝える象徴的な建造物「中雁丸家表門」を、後世に継承していくために、御師町お休み処駐車場の敷地に移築しました。加えて、御師小佐野家住宅、御師旧外川家住宅、北口本宮富士浅間神社が重要文化財に、御師浅間坊表門が富士吉田市指定文化財に指定されております。

このように、富士山世界文化遺産「信仰の対象と芸術の源泉」の中核を担う富士山信仰のまちである上吉田地区において、失われてからでは取り戻すことができない歴史的・文化的な価値を有する物件等を見出し、保存・活用していくことは、第6次富士吉田市総合計画に位置付けられた、都市シンボル軸「富士みち」に沿った地域づくりの一役を担うものであると考えております。

また、歴史的・文化的遺産を活用したにぎわいの創出に取り組むことにより、「富士みち」を軸に、インバウンドを中心とした多くの観光客でにぎわう下吉田地区から、金鳥居を起点とした御師の街並みと、北口本宮富士浅間神社、さらに吉田口登山道方

面に誘客し、多面的な魅力を伝えることができるとともに、観光客の平準化にも寄与することができるとも考えております。

次に、「食行身禄」に関する建物に関する保存活用計画を立て富士山信仰を知らせていく拠点としていくことについてであります。秋山議員の御発言にありました、食行身禄に関する建物としては、上吉田の中宿地区にある「身禄堂」と認識しております。この身禄堂は、現在、管理者が不在の状況であります。本市といたしましても富士山信仰の足跡を伝える貴重な建物と認識しております。現在、所有者及び関係者等の調査を行っているところであり、その方々の御意向も踏まえて、今後どのような方法で守り、伝え、活用が図れるか検討をしているところであります。

次に、世界遺産の構成資産である吉田胎内への案内看板と説明看板についてであります。吉田胎内は深い山の中にあり、道のりが不便であることは認識しております。案内標識につきましては、関係機関から設置に関する許可を受け、本年11月に中の茶屋から吉田胎内までの間において8基の誘導案内標識を設置したところであります。また、説明看板につきましては、吉田胎内に設置しておりますが、現在進めている登山道の計画のなかで設置場所等について検討してまいります。

いずれにいたしましても、先に申し上げました、歴史的資産としての吉田口登山道の保全と活用を通じ、信仰の山として富士山の魅力をさらに引上げ、後世にしっかりと継承していく取組を進めてまいります。

以上、答弁いたします。

2回目の質問

2回目の質問を行います。私が「信仰」をとりあげたのは、そのことが世界文化遺産の要の両極の一方であり、西洋にはない、「山を信仰の対象として、あるいは山に分け入り、修行を積むことによって精神的な高みを目指す」という日本の文化について、その魅力を発信し、そのことに諸外国の方にふれていただくのが世界文化遺産としての富士山のあり方として、ふさわしいと考えるからです。それを単なる観光ということに特化してしまえば、世界文化遺産としての価値が損なわれます。その意味でも、これまでわかっている以上に、富士山がどのように信仰に関わってきたのか、多くの人に知っていただくことが大切です。

そこで、あらためてお聞きします。上吉田、中宿の身祿堂については2009年12月から翌年2月にかけて山梨県教育委員会および富士吉田市教育委員会による調査が行われ、その成果はふじさんミュージアム、その当時は歴史民俗博物館でしたが、その発行物に詳しく報告されています。それだけの調査がすでに終わっているのですから、所有者・関係者についても、ある程度判明しているのではないのでしょうか。答弁いただいた「検討」は一刻も早くしていただきたいと考えますがいかがでしょうか。

次に吉田胎内ですが、こちらも昨年のふじさんミュージアムの企画展「富士山登山口上吉田と吉田胎内」で詳しく紹介されています。説明看板については、それらの成果もいかすことや、また当時の人々がなぜ胎内めぐりをしたのか、その人々の思いなどもわかるように、吉田胎内と人々の信仰が伝わるようなことも必要かと考えますがいかがでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市長答弁

秋山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、身祿堂についてであります。秋山議員御発言のとおり、平成21年度に本市教育委員会において、身祿堂内に残されていた信仰用具等の資料調査を実施するとともに、同時期にこれらの資料をふじさんミュージアムに受け入れております。なお、建物につきましては、所有者の方がお亡くなりになられているため、現在はその親族の方と連絡を取らせていただいておりますが、土地と建物の相続や権利関係が複雑であることから、慎重に対応する必要があり、早急には進められない状況であります。しかしながら、本市といたしましても身祿堂は、富士山信仰の足跡を後世に伝えるための、かけがえのない建造物と認識しておりますので、引き続きこれらの課題解決に努めてまいります。

次に、吉田胎内の説明看板についてであります。吉田胎内を訪れる方に対して富士山信仰の内容がわかりやすく伝わるように、これまで積み上げてきた調査の成果等を反映させた内容での更新を検討してまいります。

また、吉田胎内を始めとした富士山吉田口登山道に関わる看板類の在り方や方向性については、現在策定を進めております「富士山吉田口登山道保存と活用のための活

動計画」の策定委員会や関係者会議においても幅広い御意見が出ておりますので、これらを踏まえた上で作成してまいります。

以上、答弁いたします。

「締めの言葉」

温室効果ガスの削減は失敗が許されない課題です。しかしながら、目標達成にむけての様々なとりくみが、豊かで住みやすいまちづくりにもなると考えています。今後もゼロカーボンシティへのとりくみの詳細を確認しながら、その進捗についても質していくことを述べて、質問を終わります。